

1. 職業訓練用教材の現況と教材開発支援の必要性

1-1. 現行の職業訓練体系と動向

(1) 職業訓練の体系

昭和53年の職業訓練法の改正により、①能力再開発訓練の拡大実施、②向上訓練の拡充実施、③養成訓練の質的向上のため公共職業訓練の実施体制について、訓練内容及び職業訓練施設の見直しが順次行われた。具体的には、雇用促進事業団の訓練施設の技能開発センター又は職業訓練短期大学校への転換の促進及び都道府県の行う養成訓練の専修訓練課程から普通訓練課程への移行等が実施された。

さらに、昭和60年の職業能力開発促進法の改正により、よりいっそう公共職業訓練の充実が図られた。特に、訓練基準の弾力化及び職業訓練指導員免許制度の弾力化により、技術革新や地域ニーズに対応できるよう、省令により弾力的な基準を定め、訓練施設がニーズに応じて自主的に教科編成が行えるようになった。

現行の職業能力開発促進法による訓練課程は、次の図表1-1の通りである。

図表1-1 訓練課程一覧表

職業訓練の種類		訓練課程の種類
職業訓練	養成訓練	短期課程 普通課程 専門課程 *専修訓練課程
	向上訓練	一級技能士課程 二級技能士課程 単一等級技能士課程 管理監督者課程 技能向上課程
	能力再開発訓練	短期課程 職業転換課程

(注) 専修訓練課程は、昭和53年改正前の旧法に基づく訓練課程であり、現在暫定的に残されているものである。

なお、次の図表1-2は、平成5年4月1日から施行の改正職業能力開発促進法による訓練課程の分類である。

図表 1 - 2

改正職業能力開発促進法による訓練課程の分類

(平成5年4月1日施行)

訓練の種類		訓練課程	主たる訓練の対象者	訓練の内容	期間及び時間
普通職業訓練	長期間の課程	普通課程	新規学卒者(高卒者又は中卒者)等	将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	原則1年(中卒者は2年) 1年につき 1400時間以上
	短期間の課程	短期課程	<ul style="list-style-type: none"> ・在職労働者 ・高齢者 ・パートタイム労働を希望する者 ・離転職者 ・技能検定受検を目的とする者等 	職業に必要な技能(高度の技能を除く)・知識を習得させるための短期間の課程	原則6ヶ月以下 (12時間以上)
高度職業訓練	長期間の課程	専門課程	新規学卒者(高卒者)等	将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	原則2年 総訓練時間 2800時間以上
	短期間の課程	専門短期課程	高度の技能・知識の習得を目的としている在職労働者等	職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	原則6ヶ月以下 (12時間以上)

(2) 現行の訓練体系による職業訓練の実施状況

現在行われている公共職業訓練の実施状況で特徴的な点について以下に列記する。

- ①技能開発センターでは、主として能力開発促進法施行規則別表3、3の2及び7により行われる訓練以外の訓練（以下「B型訓練」という。）の能力再開発訓練及び向上訓練を実施している。
- ②職業訓練校では、養成訓練を中心に、一部能力再開発訓練を実施している。平成2年時点では、能力開発促進法施行規則別表3、3の2及び7により行われる訓練（以下「A型訓練」という。）が多いが、その後、高卒者を対象とした訓練期間が1年又は2年のB型訓練を前提とした再編整備が進められている。
- ③雇用促進事業団立の職業訓練短期大学校の整備が逐次進められており、26施設の設定計画のうち、平成4年度現在23校が設置済みである。また、県等においても職業訓練短期大学校の設定計画が進展しつつある。
- ④在職者の職業能力の開発・向上を目的とする向上訓練コースの充実・拡大が進められている。雇用促進事業団における平成4年度の向上訓練実施計画によると、技能開発センターで13,054コース、職業訓練短期大学校で776コース、全体で13,830コース（訓練時間325,700時間、定員149,656人）が計画されている。
- ⑤技術革新の進展等社会情勢の急速な変化による受講者ニーズの多様化に対応するため、訓練内容等についてその変化を常に求められている。

1 - 2. 職業訓練用認定教科書の開発状況

(1) 職業訓練用教科書の開発体制の変遷

戦後の技能教育訓練体制は、昭和33年の職業訓練法の制定により、一応確立されたが、訓練施設において訓練を行う際に必要な教科書は全く整備されていなかった。

類似の図書としては、工業高校用の教科書があるが、これらは広い範囲の科学的知識を浅く記述したものが多く実践的、具体的な内容にはとぼしかった。また、大学生を対象にした図書は、技術者向けの高度な理論的、科学的知識重視の体系となっているものが多く、実際的な技能技術の解説にとぼしく、職業訓練に使用できるものが少なかった。

職業訓練に必要な教科書は、技能の裏づけとなる実践的、具体的な知識を付与するために、安全作業に配慮し、写真、図、絵、表等を豊富に使い、機械器具の名称及び使用方法を取り上げながら、工作法、作業方法、工法等について具体的に説明してある必要がある。さらに、教科内容の全国的な統一性を保ち、効果的な訓練を実施するために、公共職業訓練及び認定職業訓練における訓練科の標準として示された教科の科目ごとに、訓練生の習得すべき技能及び知識を1冊にまとめた図書が必要であった。

そこで、労働省では、直接職業訓練局が編集責任者となり独自に教科書を開発することとなった。

その後、昭和44年の職業訓練法改正の際の審議会答申においては「職業訓練において必要な教科書、教材を十分に整備し、その内容の充実を図るためには、民間で作成された優秀な教科書を承認する等の制度を設けるとともに、発行部数の少ない教科書等については、国が自らこれを作成する必要がある。」とされ、具体的には、教科書認定制度の発足とともに、雇用促進事業団が職業訓練部に教材課を設置し、編集作業に当たることとなった。さらに昭和53年以後は、職業訓練研究センターが中心となり、民間の出版社が市販していない分野の職業訓練教科書を開発編集し、職業訓練の第一線に供給してきたところである。

これまでに労働省職業訓練局、雇用促進事業団職業訓練部及び職業訓練研究センターが編集し、民間出版社から出版されている認定教科書の現状は、養成訓練用184冊（実技教科書25冊を含む）、通信制訓練用38コースとなっている。

なお、民間で開発された図書で認定制度により職業訓練用教科書として認定されたものは46冊あり、公的に開発した認定教科書の一部を補っているが十分とはいいがたい状況にある。

(2) 現在の開発体制と問題点

認定教科書の開発は、現在、職業訓練研修研究センターが一元的に行っている。しかし、ここでは全国共通の教科書、即ちA型訓練を対象としたものにはほぼ限定されている。この認定教科書は改定等に関し、以下の問題を含んでいる。

- ①技術革新による部分的な内容の陳腐化がある。特に最近では急激な技術革新及び産業構造の変化に対応するのに限界がある。
- ②認定教科書には、一般的、普遍的内容がもられ、地域のニーズ等により必要な内容に不足無く対応することは困難である。
- ③JIS等の規格、関係法令等の変更にともなう早期改定が困難である。
- ④訓練対象者の多様化に伴い、対象者のレベル差によって「難しい」、「簡単すぎる」というように意見の相違がある。

以上のような問題は、現在の開発体制では解決しにくいものであり、各訓練施設で工夫して対応しているのが現状ある。訓練ニーズ、地域ニーズに大きく影響され、変化の激しいB型訓練、向上訓練では、特にこの傾向が顕著であると思われる。

また、職業訓練短期大学校用の教科書は全く開発されておらず、多様化した訓練体系に対応した教科書の開発体制が望まれている状況にある。

1-3. 職業訓練に使用されている教材の状況

職業訓練では、訓練生に対し可能な限り理解し易く、また効率的に指導するため、具体的な事象を例にとり具体的に説明をするなどして訓練用教科書の作成について努力してきた。しかし、前出のとおり、訓練をとりまく環境の変化に対応すべく数度にわたり法の改正が行われ、訓練形態も大きく変化してきた。現在、職業訓練研修研究センターで行われる職業訓練用認定教科書の開発は、主に普通課程の養成訓練及び能力再開発訓練を対象として、全国規模で実施されている訓練科の標準的な内容について行われている。このため、より内容の充実した訓練を実施するためには、その教科書に地域の特徴や技術革新に伴い新たに必要となる内容の追加等が必要で、各職業訓練指導員は、自作等の補助教材（図書、プリント等）を用いる等工夫をしている。また、最近のように、在職労働者に対してその技能の向上を目的として行われる短期完結形の訓練ニーズが増加する状況にあっては、標準的な内容の教科書を中心に用いて訓練を実施することは困難となっている。従って各訓練施設個々において教科書及び教材（補助として使用する図書を含む）を工夫する必要に迫られ、必然的に教科書を含む教材の使用形態が多様化してきている。このことは、平成元年度の養成訓練と能力再開発訓練に限定した認定教科書の使用状況調査によりすでに明らかになっている。

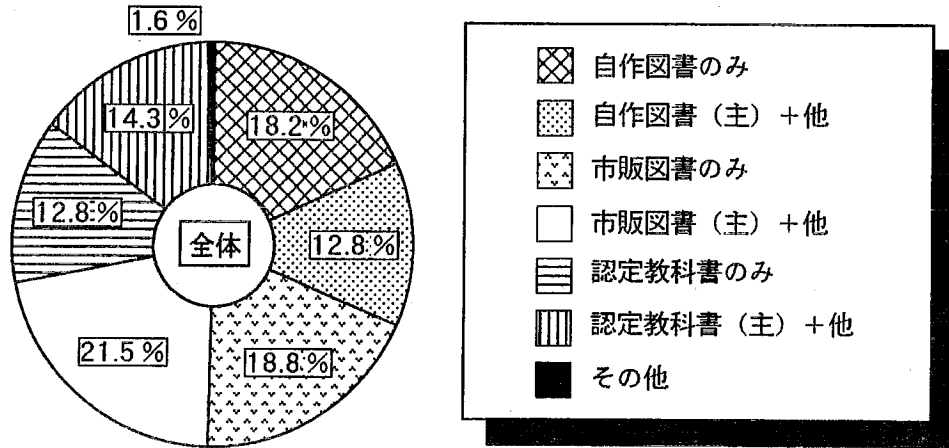
今回は、さらに調査対象を広げ養成訓練（普通課程、専門課程）、能力再開発訓練及び向上訓練を実施している各訓練施設における教科書の使用状況、教材の作成状況等について調査を行った。

この調査結果を以下に報告する。

(1) 教科書使用状況

職業訓練校、技能開発センター及び職業訓練短期大学校で使用されている教科書の全体の使用割合を、図表1-3に示す。

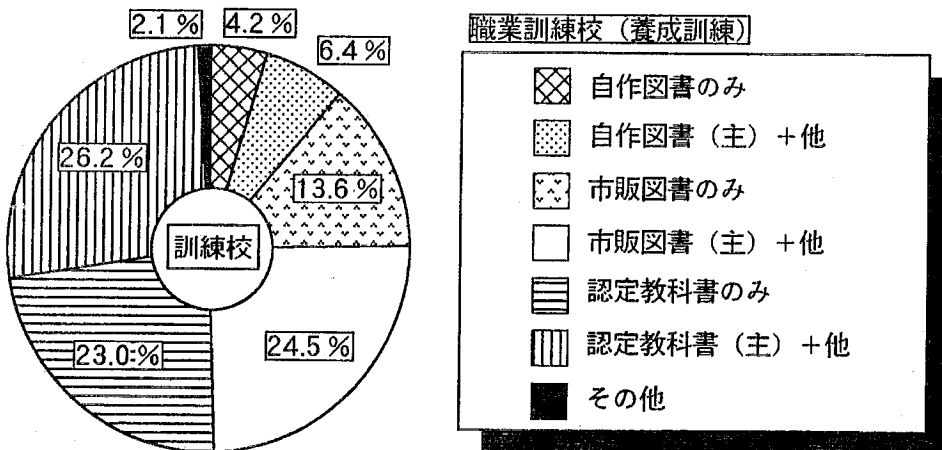
なお、教科書とは、職業訓練において教科の主たる教材として訓練に用いられる図書をいい、また教材とは職業訓練において使用される材料（教科書、図書、スライド、ビデオ等）をいう。従って、認定教科書を従で使用した場合ここでは図書として扱う。



図表 1 - 3 教科書使用状況 - (全体)

自作図書又は自作図書を主としてその他の図書との組合せによる訓練の実施(以下、「自作図書中心」という。)は31.0%(単独18.2%、組合せ12.8%)、市販図書又は市販図書を主としてその他の図書との組合せによる訓練の実施(以下、「市販図書中心」という。)は40.3%(単独18.8%、組合せ21.5%)、認定教科書又は認定教科書を主としてその他の図書との組合せによる訓練の実施(以下、「認定教科書中心」という。)は27.1%(単独12.8%、組合せ14.3%)となっている。自作図書、市販図書、認定教科書の使用割合がほぼ三分されており、教科書の使用形態が多様化していることがうかがえる。

a. 職業訓練校(養成訓練)

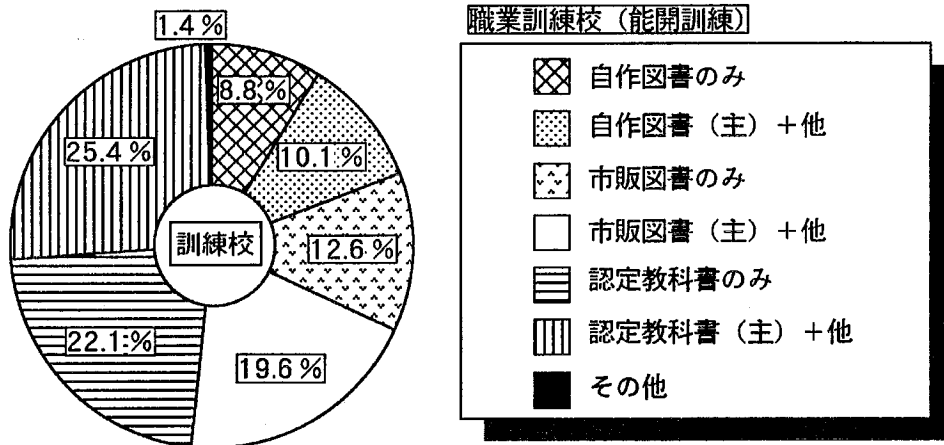


図表 1 - 4 教科書使用状況 - 職業訓練校(養成訓練)

自作図書中心は10.6%(単独4.2%、組合せ6.4%)、市販図書中心は38.1%(単独13.6%、組合せ24.5%)、認定教科書中心は49.2%(単独23.0%、組

合せ26.2%)となっており、認定教科書中心の割合が市販図書中心の割合より高くなっている。

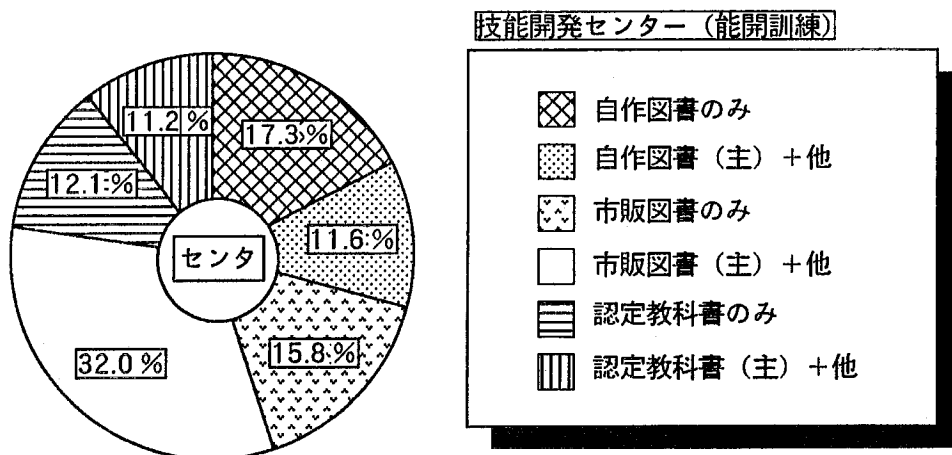
b. 職業訓練校（能開訓練）



図表1-5 教科書使用状況－職業訓練校（能開訓練）

自作図書中心は18.9%（単独8.8%、組合せ10.1%）、市販図書中心は32.2%（単独12.6%、組合せ19.6%）、認定教科書中心は47.5%（単独22.1%、組合せ25.4%）となっており、認定教科書及び市販図書が多く使用されている。また、自作図書中心の割合も前述の養成訓練よりも高くなっている。

c. 技能開発センター（能開訓練）

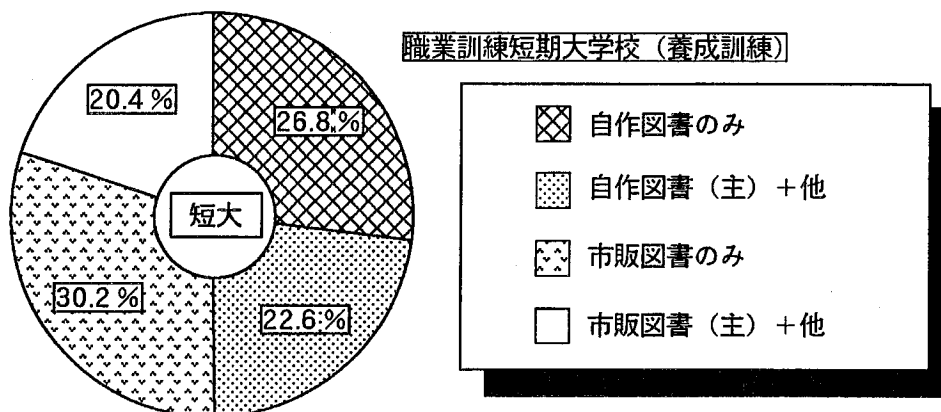


図表1-6 教科書使用状況－技能開発センター（能開訓練）

自作図書中心は28.9%（単独17.3%、組合せ11.6%）、市販図書中心は47.8%（単独15.8%、組合せ32.0%）、認定教科書中心は23.3%（単独12.1%、

組合せ11.2%)となっており、市販図書中心の割合が高く、また、自作図書中心の割合が認定教科書中心の割合より高くなっている。

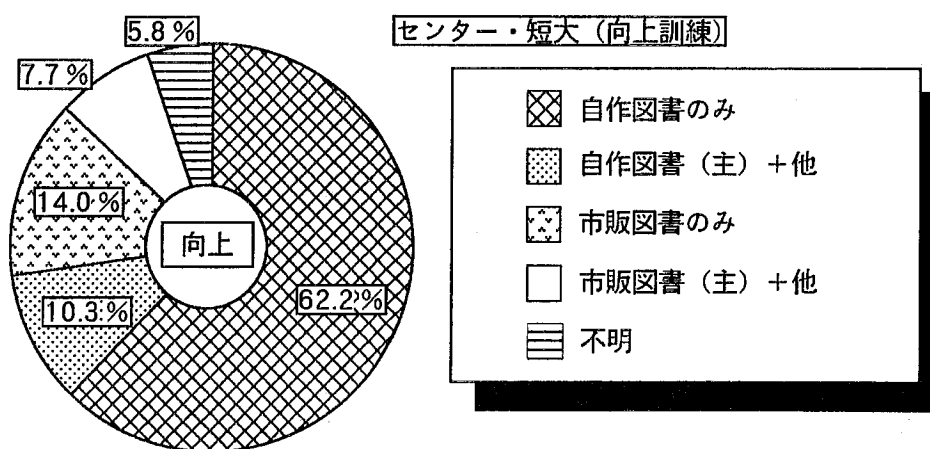
d. 職業訓練短期大学校（養成訓練）



図表1-7 教科書使用状況－職業訓練短期大学校（養成訓練）

自作図書中心は49.4%（単独26.8%、組合せ22.6%）、市販図書中心は50.6%（単独30.2%、組合せ20.4%）となっており、ほぼ同じ割合となっている。また、市販図書の従として使用されている自作の図書も含めると約70%の教科目において自作の図書が使用されている。

e. 技能開発センター・職業訓練短期大学校（向上訓練）



図表1-8 教科書使用状況－センター・短大（向上訓練）

自作図書中心は72.5%（単独62.2%、組合せ10.3%）、市販図書中心は21.7%（単独14.0%、組合せ7.7%）となっており、自作図書中心の割合が高くなっている。さらに、自作図書の単独使用の割合も非常に高く、また市販図書の従として使用されている自作の図書も含めると極めて多くのコースにおいて自作の図書が使用されており、向上訓練を進めるに当たって訓練内容にあった自作図書の必要性がうかがえる。

（2）各種教科書の選定理由

各教科書の選定理由について、今回の調査における意見を整理すると次のとおりである。

a. 自作の図書

- ①訓練目標に合わせポイントを押さえることができる。
- ②わかりやすく効率的に授業をおこなうことができる。
- ③レベルに合わせて指導することができる。

自作の図書は、訓練目標、受講者のレベル、訓練時間等に合わせ自在に内容を変化させることができる柔軟性を持っているため、上記のように効果的に訓練を行うことができるという意見が多いのである。しかし、教材を作成するためには、多くの時間と労力を必要とし、事実、図書教材を作成した理由の中で最も多かったのが「他の図書教材に適当なものがない」であり、これは身近に良い素材があればそれらを利用した上で、地域ニーズ等を加味し自分なりの工夫を行い、よりよいものを作りたい状況にあることを示していると思われる。

b. 市販図書

- ①一般的、基礎的なものについては、よくまとめられている。
- ②論理的、学問的分野においては、全体を網羅し体系的にまとめている。
- ③記述が正確である。
- ④多種多様な図書が豊富である。

市販図書は上記のように内容の優れたものが数多く揃っているとの意見ではあるが、これは一般的なことを指すのであり、必ずしも職業訓練用教科書

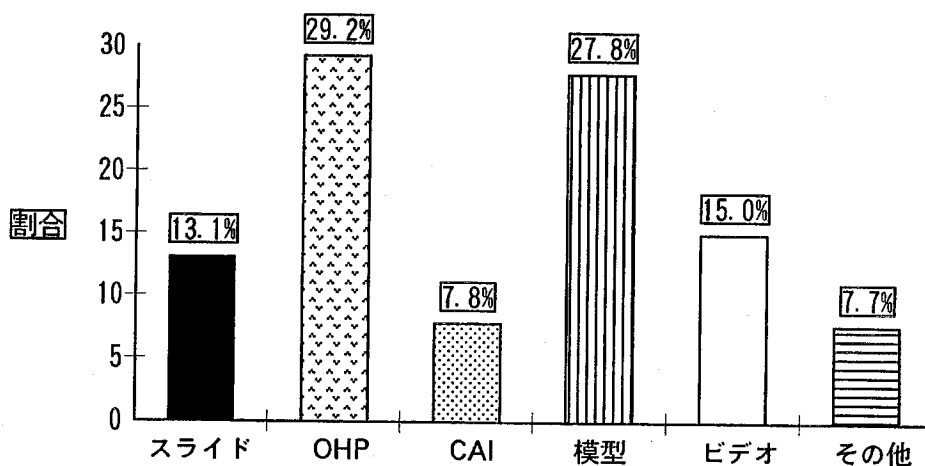
としてマッチすることを意味するものではない。このことは単独使用よりも他図書との組合せで市販図書を多く使用していることがそれを物語っている。市販図書はその大半が座学用に一部分適するものであり、実技に関連した図書はほとんどないのが実態である。

c. 認定教科書

- ①基礎的なことが体系的にまとめられており、指導しやすい。
- ②具体的、実践的に書かれているので、理解しやすい。
- ③実学一体に書かれているので指導しやすい。
- ④安価である。

(3) 図書教材以外の教材の開発・使用状況

訓練を効果的に実施するためには、教科書以外の視聴覚教材等の教材が有用である。これらについて、自作している教材の種類及び使用状況について図表1-9に示す。ただし、使用割合については、訓練科を単位として集計している。



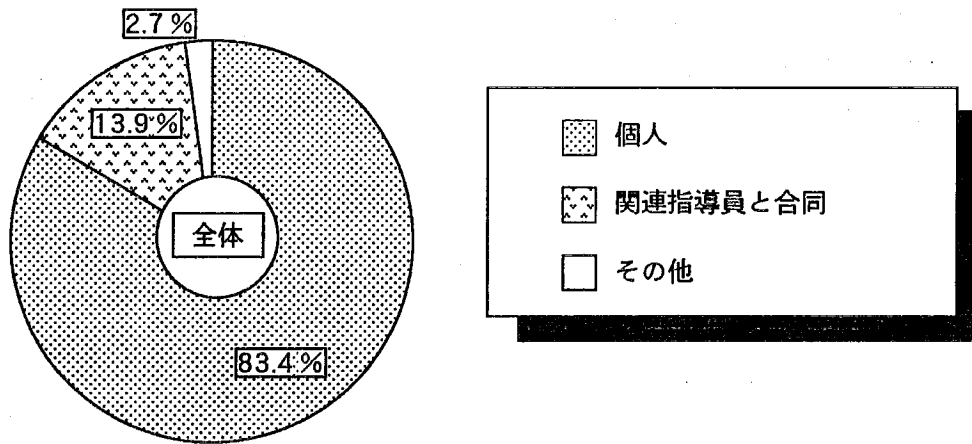
図表1-9 教材の種類及び使用状況

図表1-9に示すように、職業訓練施設では各種の教材が使用されている。しかし、現在は各訓練施設で開発されたものがその施設のみで使用されているのが実状であり、その使用教材の開発状況、内容抄録等のデータだけでも各訓練施設で入手できるようになればこれらの利用の拡大及び教材の質的向上のため、非常に有効となると考えられる。

1-4. 自作教材作成状況

前記1-3により、訓練現場では図書教材を自ら作成し使用する割合がかなり大きくしかも増加の傾向にあることが確認された。また、この調査では、教材開発主体の所在、教材作成業務の占める時間、必要とされる入力データの種類等の内容についても実施した。

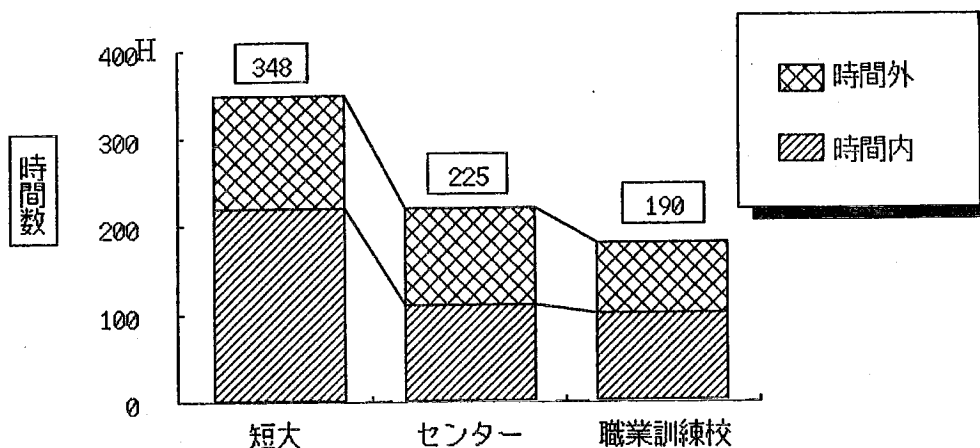
(1) 教材の開発体制



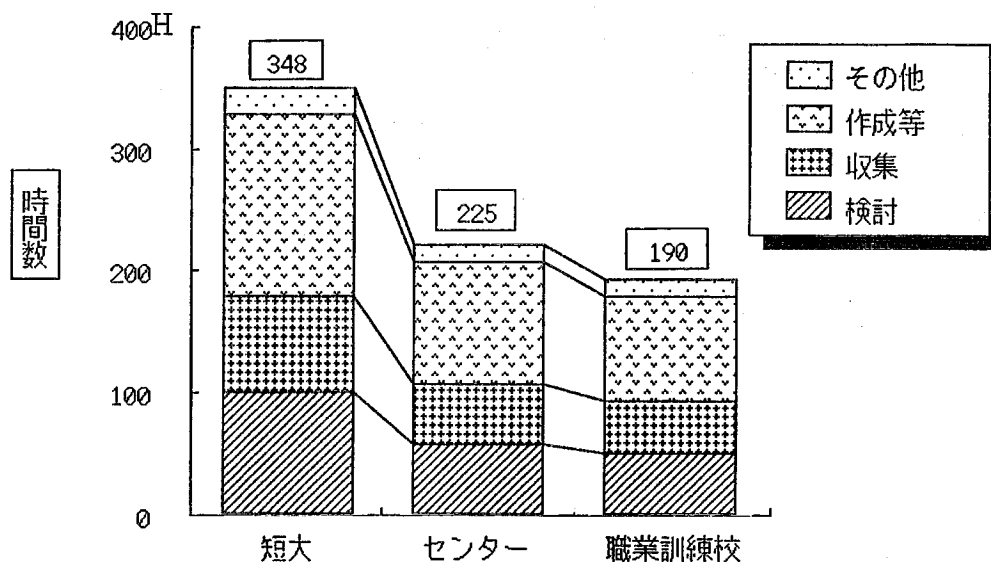
図表1-10 開発体制

個人によるものが83.4%、関連指導員と合同によるものが13.9%となっており、教材の開発作成は、指導員個人による割合が非常に高くなっている。

(2) 教材開発の時間



図表 1-11 開発時間 (1)



図表 1-12 開発時間 (2)

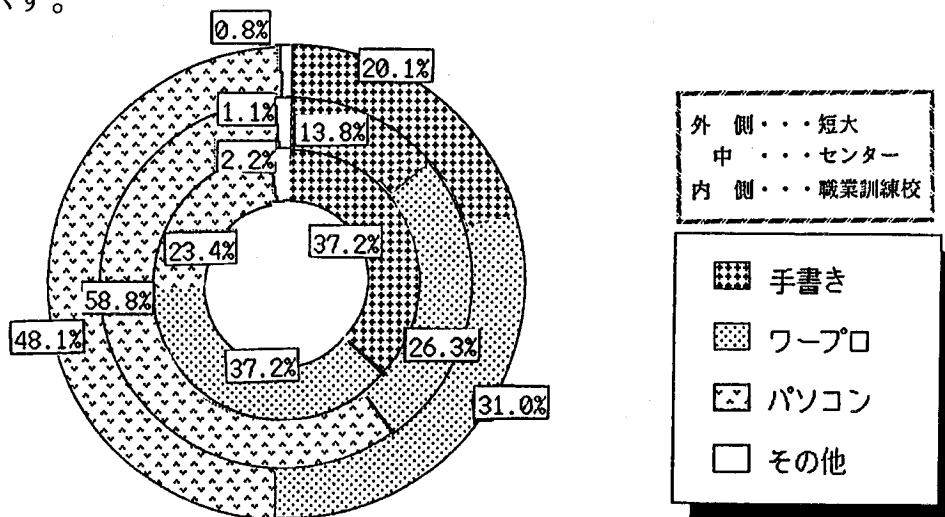
教材開発に費やす時間は、概ね、職業訓練短期大学校で年間348時間、技能開発センターで年間225時間、職業訓練校では年間190時間となっている。

図表1-11によると、勤務時間内において教材開発を行っている時間は、職業訓練短期大学校で約220時間、技能開発センター及び職業訓練校では110時間前後となっている。勤務時間において、訓練（訓練に係る準備等も含む）以外の時間は、各種会議、事務処理及び就職活動を含める各種指導等の業務がかなりあり、教材作成に必要なまとまった時間あるいは集中できる時間が取り得ない状況にある。従って、勤務時間外にも教材作成が及んでくる。

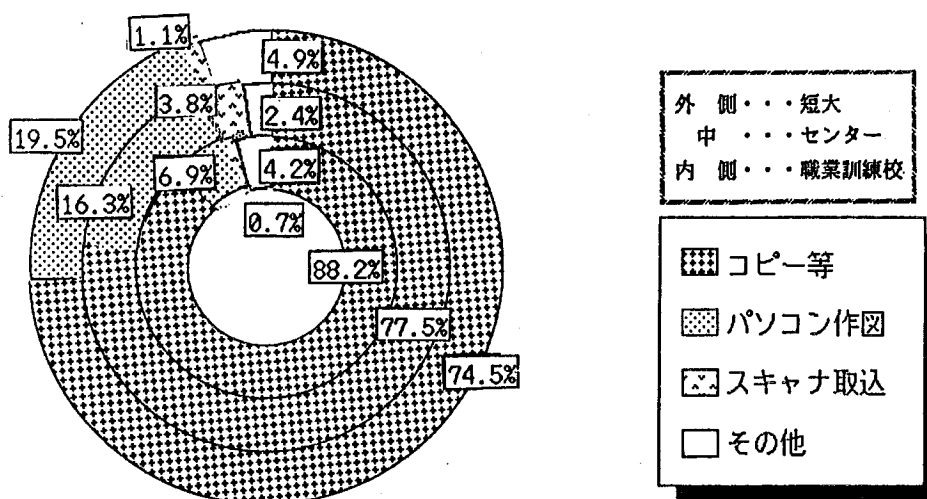
図表1-12によると、教材の開発においては、内容の検討、資料等の収集にもかなりの時間を費やしている。

(3) 教材作成に係るOA機器の利用率

自作の図書の使用・作成率が、向上訓練及び職業訓練短期大学の養成訓練において約70%以上と非常に高い割合となっていたが、それらの文書作成（文字入力）及び図形処理方法について調査した結果を図表1-13、図表1-14に示す。



図表1-13 文書作成（文字入力）方法



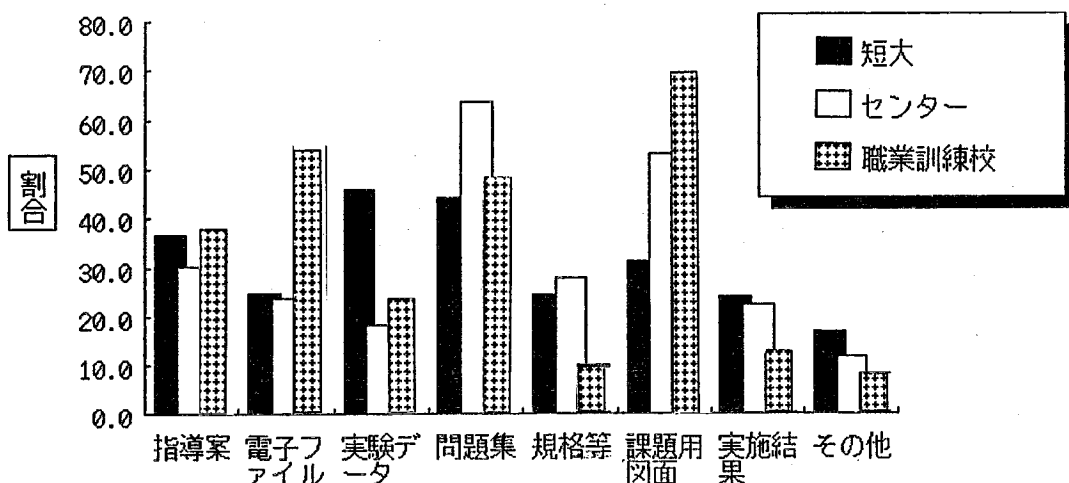
図表1-14 図形処理方法

文書作成に関してOA機器（パソコン及びワープロ）を利用している割合は、職業訓練短期大学校では79.1%、技能開発センターでは85.1%、職業訓練校では60.6%となっている。

次に、図形処理の方法については、資料となるものからのコピー等の切り貼りによるものが多く、いずれの施設においても約75%以上となっている。文書作成に関してはOA機器がかなり利用されているが、図形等の処理に関

しては、時間的問題、市販図形処理ソフトの性能等の問題があるように思える。

(4) 教材を作成する上で必要な情報



図表 1-15 必要な情報

各訓練施設において必要としているものが、若干異なる結果として表れた。職業訓練短期大学校では、実験データ及び問題集が多く、技能開発センターでは、問題集並びに実技等の課題及び課題用図面が多く、職業訓練校では、実技等の課題及び課題用図面が最も多く、電子ファイル化されたテキスト及び問題集が次いで多い。これらは、各訓練施設における訓練課程、訓練内容等の違いによるものと思われる。

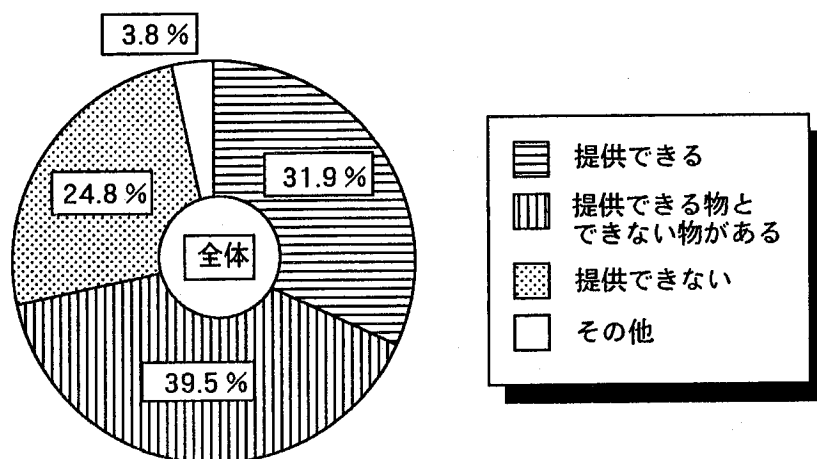
その他、集計の要点は以下のとおりである。

- ① 実習等における製作課題、実験課題、情報系の訓練における言語関係のサンプルプログラム、電子関係における電子回路図等の要望が多い。これらは、訓練内容に幅をもたせ内容の充実を図るための要素であるが、指導員個々人において多くの課題等を設定する時間的余裕が少ないことを示していると思われる。
- ② 教科書又は図書教材における文書作成方法で、手書きと答えた人であってもほとんどの人が電子ファイル化されたテキストが欲しいと回答しており、教材を電子ファイル化するメリットについて理解しているように思われる。

③指導案は、充実した訓練を実施するため、ある単位時間についての指導にかかる時間配分、指導の内容及び要点、確認事項等をまとめたものであり、このようなものがあれば教材を作成又は改善する上で大変参考となることを示しているのであろう。いずれにしろ、他施設で行う指導方法、内容等を参考にしてよりよい訓練を実施したいと考える指導員が多いためであると考えられる。

④実施結果(受講者レスポンス等)は、よりよい教材にするために必要なものであるが、共同開発をした指導員に回答が集中している傾向がある。共同開発した指導員は、その教材が複数の指導員によってより多くの訓練に使用されることから訓練実施結果を短期間に数多く収集でき、教材の完成度を短期間に高めることができることを経験しているからであろう。

(5) 自作教材提供の可能性



図表1-16 提供の可能性

提供できると回答した人の割合が31.9%、提供できる物とできない物があると回答した人が39.5%、提供できないと回答した人が24.8%となった。

提供できない理由及び提供する場合に問題となる点については、大きく整理すると以下のとおりである。

- ①提供できる程度のものでない。(内容、体裁、未完成)
- ②著作権に抵触するのではないかと思う。

③他人には使いにくい。

④実習に使用している機器が汎用性がなくプログラム等の移植が難しい。

ただし、一部の意見として次のような意見もあった。

⑤自分のオリジナルにしておきたい。

⑥それなりの見返りが必要である。

⑦他人から意見されたくない。

1-5. 職業訓練用教材開発支援システムの必要性

職業訓練用教材の開発については、職業訓練大学校職業訓練研修研究センターが中核となり、主に養成訓練及び能力再開発訓練を対象とした認定教科書の開発をしている。また開発に際しては、教科書の内容がその時代に適合した実学一体の実務的・実践的な内容になるよう努めている。

しかし、技術革新の急激な進展あるいは経済社会構造の変化に伴い、それらに即応した適切な教材をあらゆる訓練課程、訓練コースに開発、提供することは非常に難しくなっている。つまり職業訓練は、技術革新、情報化等の時代のニーズに、的確に対応していることが必要であること、また各訓練施設の地域における産業が異なっているためそれぞれの地域によって訓練ニーズが異なること等により訓練を実施する場合に必要な教材も多種多様になっているからである。

そこで、地域ニーズに即応する訓練を実施するためには、実施主体である訓練施設が必要となる教材を開発することが最も適切であると考えられ、各訓練施設で行っているのが実状であるが、この教材開発体制であっても、以下の理由等によって企業等の要請に十分対応することが困難になってきている。

- ①特に、近年のわが国においては、技術革新及び経済のサービス化、ソフト化の進展等に伴い、産業構造の転換が急激に進んでいる。これに伴い企業及び労働者の経済社会の変化に柔軟に対応できる職業能力の開発に対する意識の高揚によって公共職業訓練施設に対する職業能力の開発・向上の要請がますます大きくなってきており、訓練ニーズの質及び量とも大幅に増大化してきている。
- ②公共職業訓練施設においては、言うまでもなく実学一体の訓練を実施している。従って、指導員は、企業等のニーズに対応した訓練を行うために、常に新しい技能・技術を自己研鑽、研修等により修得する必要がある。技能・技術の修得なくして、企業ニーズに応えることは困難であるが、現行の業務形態において、多種多様のニーズに対応すべく技能・技術を修得することは、時間的な限界があり十分ではない。
- ③教材開発体制は、前述のとおり、その訓練を担当する指導員が個人で行っている場合が多く、作成に当たっては市販図書、研修資料、学会資料等を参考にしての執筆、実技課題の作成、実験等によつての確認等を併せて行うことから、訓練ニーズに適合した質の高い教材とするためにはかなりの時間を必

要とする。

自作教材は、各訓練施設の指導員が作成することから、訓練ニーズに柔軟にかつ的確に対応でき、また教材作成を行うことによって指導員の資質の向上ができるという大きな特徴をもっている。また、労働者の職業生涯の全期間を通じて、経済社会の変化に対応できる職業能力の開発・向上を図ることが今後一層重要になることが明白であり、そのニーズに即応する訓練を実施するということから、自作教材の開発は今まで以上に必要であると考えられる。しかし、現行の体制での自作教材の開発には限界がある。それは、技術革新の進展等に伴い訓練ニーズも常に変わることから、新たな訓練コースの開発及び教材開発をすることが必要になると同時に、それを実施するための新しい技術・技能を指導員が修得する必要性が数多く発生することが予測されるからである。

これらの状況下において、企業ニーズに応えるためには、できる限り自作教材の作成を効率化すること及び訓練指導員の技能・技術の修得を容易にするための支援策が必要である。このための支援システムとしては、教材等のデータベースを中心とし、全国の訓練施設の指導員が訓練実施にかかる情報の共有及び情報交換を簡便に行うことのできる以下の機能を有する自作教材開発支援システムが適当と考えられる。

- ①訓練ニーズに関連する教材がデータベース内に存在する場合は、それを取り出し、必要に応じて削除、変更、追加等を行うことでよりの確に訓練ニーズに合った質の高い教材を効率よく作成することができる。
- ②また、そのようにして作成された教材をデータベース内に蓄積することによってより一層、豊富な教材例を、他の施設あるいは指導員に提供することができる。
- ③さらに、訓練を実施するに当たって指導員が現有の技能・技術、実技指導等に不安があっても、既に教材が他の施設において開発されデータベース化されている場合は、その教材等からノウハウの情報を得ることができ、また情報が不足の場合やさらに踏み込んで技能・技術の修得を必要とする場合には、教材を開発した施設の指導員との意見交換や直接、技能・技術等での指導を受けることもできる。

このようなシステムを構築することによって従来よりも容易に指導員の資質の向上が図られることになると同時に多種多様の訓練ニーズにタイムリーに対

応することが容易になり、現時点での問題の多くを解決することができる。

改正職業能力開発促進法では、事業主、労働者等の自主的な職業能力開発を促進するための支援の強化策として公共職業能力開発施設において職業能力開発に関する情報提供、相談等の業務を積極的に展開するよう定められた。今回の教材開発支援システムは、職業能力開発のノウハウの集成となることからこれらの業務においても強力な支援となることは容易に予測することができる。

以上のことから、直接職業訓練指導員における教材の開発、作成が容易に行いうるようになるための支援システムの開発整備は、職業能力開発行政としての総合的サービスの向上につながるものであり、職業能力開発行政の社会的評価を高めると同時に産業界の発展にも大きく寄与でき、結果的には国民の生活安定のため絶大な効力を発揮することとなる。